

敷地内禁煙の実施について

2018年7月に健康増進法が改正され病院・福祉施設等は原則敷地内禁煙となりました。当医療法人でも受動喫煙を防止し利用者の皆様の健康を守るため、

下記の通り**医療法人敷地内を全面禁煙**とします。（吉田病院・地域生活支援センター翠）

尚、喫煙している入院患者様・デイケア通所者様・センター翠利用者様に関しては禁煙に向けての学習会を行う予定です。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 実施日：2019年7月1日から

2 禁煙の具体的内容

(1)禁煙となる敷地の範囲について

- ① 駐車場や庭を含む医療法人敷地全体とします。（屋内運動場、デイケア棟、支援センター翠も含む）
- ② 駐車場に停めた車内での喫煙もご遠慮ください。

(2)禁止されるタバコの範囲について

- ① 従来タバコ
商品名：メビウス、セブンスター、マルボロ、キャスター、ピース 等
- ② 加熱式タバコ
商品名：IQOS(アイコス)、Ploom TECH(プルーム・テック)、glo(グロー)等
- ③ 電子タバコ
商品名：VAPE(ベイプ)、電子パイポ ECO 等
- ④ その他、上記に類似したもの

3 ご注意いただきたいこと

- ・吉田病院・地域生活支援センター翠利用者の皆様（入院患者、外来患者、面会者、施設利用者等）と職員全員が禁煙の対象となります。
- ・病棟へのタバコの持込みは全面的に禁止とし、ナースステーションでの預かりも行いません。持ちこまれた場合は廃棄していただきます。
- ・外部団体で屋内運動場、デイケア棟、会議室、駐車場等を利用されるにあたって、ルール違反を繰り返した場合、その団体に対しては施設利用を禁止することがあります。

2018年9月

医療法人精翠会 理事長

吉田病院院長

地域生活支援センター翠 センター長